

答 弁 書

第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求を特定するに足る事実に対する認否

- 1 原告の請求権について消滅時効を援用する。
- 2 原告の主張は、虚偽であり争う。

第3 被告の主張

平成30年1月17日から既に3年以上が経過しており、
本件債権につき、消滅時効を援用する。(民法第724条)
また、被告人の主張は別紙のとおりである。

第4 添付書類

- 1 答弁書副本1通

令和4年12月12日

京都地方裁判所 第1民事部合議BD3係 御中

別紙 以下の事情からすれば、刑事裁判 令和3年(わ)第693号の一審判決には事実誤認および理由不備・理由錯誤の違法があるので、破棄されるべきである。

判断ポイントになるのは、原告女性の言動から、同意していた、少なくとも同意の誤信が発生する状況だったと認められるか否か

仮に抗拒不能の状態だったとしても、だからといって同意の誤信が発生しないとは言えず、同意・要望していた、少なくとも同意の誤信が発生する状況だったと認められるか否かが判断ポイントになる。なお、少なくとも同意の誤信が発生する状況だったと証明していく中で、抗拒不能の状態にはなかったこともあわせて証明する。

1. 同意の誤信について判示されていない判決文

被告は、「原告女性が本件わいせつ行為について同意していたのであるし、仮に同意があったと認められなくとも、被告人は原告女性が同意していると誤信していたのであるから故意を欠き、無罪である」と主張していたのである。したがって、同意の誤信について判示しなければ争点について判断したことにならないのに、判決文では何ら判断をしていない。すなわち、論告要旨でも判決文でも、何ら合理的な説明もなしに「抗拒不能の状態だった」と強引に述べているだけで、理由不備・理由錯誤の違法があると言わざるを得ない。

2. 黙示の同意について判示されていない判決文

判決文は、「明示的同意をすることなくわいせつ行為を受けたことを被告は認識していた」というほとんどこの1点をもって故意が認められるとしている。しかしながら、明示的同意をしていなくても、黙示の同意をしていたことは当然あり得るわけで、明示のものに限られず黙示の同意で足りることは言うまでもない。にもかかわらず、黙示の同意をしていないと被告が認識していたと言える事実関係の具体的指摘が判決文には一切見当たらない。

そもそも、性的な事柄は、あえて明示的に口にすることはしないというのが経験則である。すなわち、最終陳述でも述べたように、「もっとして」との言葉を発するのは女性にとっても恥ずかしいことで、もっとしてほしい時でも「もっとして」とは言わないのが普通で、この

種の言葉を発したことがない女性の方がはるかに多いことは、男女を問わず誰もが認識している一般常識である。したがって、明示の同意をしていないことを認識していたとしても、直ちに故意を推認することなどできないことは明らかである。

3. 論点先取りの誤謬論法で理由付けしている判決文

「被告人との関係において、被告人から前記のようなわいせつ行為を受けることを許容するとは考え難い」と判決文に述べられているが、どうしてそこまで言い切れるのか、その根拠が全く不明である。なぜなら、性的なマッサージをリピート利用している女性が実際に数多くいたことは、裁判官も検察官も把握していることである。

また、最終陳述でも説明したように、上司が女子社員の肩に触れるだけでセクハラと言われることからわかるように、「太ももや鼠径部含め肌に直接触れるアロママッサージを男性の手でやってもらうなんて」と抵抗を感じる女性が大多数を占め、性的なマッサージを期待していない女性は、「全く知らない初対面の男性だし、変に興奮して触ってほしくないところまで触られたら困る」といった不安を感じ、男性セラピストのアロマサロンの利用を避けるというのが女性心理で、女性セラピストのサロンと男性セラピストのサロンを全く同じ感覚で訪れる女性など基本的に存在しないことは容易に想像できるはずである。

そして、初対面の男性セラピストの前でほぼ全裸に近い状態になり、太もも・腰・背中など含め、肌に直接触れるアロママッサージを男性セラピストに自分から要望している女性であり、乳房や陰部へのマッサージを希望する者がいたとしても何ら不自然ではない。

***鼠径部の施術を自分から希望している原告女性**

ましてや、被害者尋問でも証言しているように、原告女性は鼠径部の施術を自分から希望しているのである。鼠径部といえば、陰部に隣接する非常に敏感な場所として一般的にも知られており、「リンパを流してほしかった」と説明しているが、自分の手が届くので、簡単に自分でも流すことができる場所である。にもかかわらず、よく知らない初対面の男性に対し、性的に感じやすいことでも知られる鼠径部への接触を自分から要望しているのだから、「被告人との関係において、被告人から前記のようなわいせつ行為を受けることを許容するとは考え難い」と単純に言えないことは明らかである。

このように、「原告女性がわいせつ行為を許容するとは考え難いから同意していない」との主張は、結論を内包した内容を無条件に前提に含めている形であり、正に論点先取りの誤謬論法と言わざるを得ず、明らかに不合理で不当な主張である。

4. 認定されるべきは動画から認定できる事実関係

最近では、防犯カメラやドライブレコーダーなどに記録された動画が犯罪の取り締まりに大活躍しているが、この案件についても、現場で何が起こっていたかを正確に把握できる動画が残されている。したがって、原告女性に同意があったかどうかは、この動画から認定できる事実関係に基づいて具体的に認定されるべきである。

仮に、この動画において、原告女性が同意していないことを示す事実関係が具体的に指摘できないのであれば、被告もまた原告女性の内心を察知することなどできないことから、同意の誤信があるとして故意を欠き、無罪とされなければならないことは明白である。

5. 拒絶行動・拒絶反応が一切見られない原告女性

胸や陰部など、触られたくない部分を触ろうとされた場合、あるいは、触られた場合、何らかの拒絶行為・拒絶反応をすとの経験則が存在する。それは、意図的に拒絶の行動をとる場合のほか、無意識に拒絶反応が出てしまう場合もあるが、最初に乳首を触られた時点で、嫌だったのであれば、無意識的にも何らかの拒絶反応が自然と出るはずである。

しかしながら、乳首を触った時点で、ほんのわずかな拒否反応すら表れておらず、同意・要望していなければ絶対に発生しない状況である。ましてや、何らの拒絶行動をとっていないどころか、体をくねらせたり、あえぎ声を発したり、「いく」と発言するなど性的快感を覚えた反応を示していたわけで、わいせつ行為に同意していたことは明らかである。

6. 同意していないことをうかがわせる挙動が一切ない原告女性

体をくねらせたり、あえぎ声を発したり、挿入される前に「いく・いっちゃう」と発するなど、性的快感を覚えた反応を明らかに示している姿を被告は認識していたわけで、当然同意している、むしろサービスを受け入れて満足してくれていると考えるのが普通である。すなわち、同意していないとの考えに至ることはあり得ない状況であり、どのようにして同意していないことを知ることができたのか全く不明である。

このように、同意していないことをうかがわせる挙動が一切ないわけで、実際、どの挙動をもって同意していないと被告が判断できたのかという点を判決文では一切指摘することができていない。したがって、「被告人が明示の同意をしていないと認識していたから故意に欠けることはない」との判示は暴論というほかない。

7. 「自分が受け入れていると思われるのがすごく嫌だった」という原告女性の証言

これは、被害届で嘘を付いた理由として被害者尋問で証言しているものであるが、「そんなつもりはなかった」という言い訳と同類である。すなわち、「殺すつもりはなかった」「悪気はなかった」と主張すれば、殺人やセクハラなどが許されるわけではなく、重要なのは、実際に現場でどのように行動していたかという点である。そもそも、同意の誤診が発生する状況だったと原告女性自身が認めているからこそ出てくる言葉である。

8. 京都地検が「同意の誤信により無罪はほぼ 100%に近い状態」と判断していた事実

最終陳述でも説明したが、この検察官の発言も、同意の誤信があるとして故意を欠き、無罪とされなければならないことを強く示す証拠である。

なぜなら、朝日放送で報道されていたが(録画動画あり)、原告女性も把握しているように、京都地検の女性検察官は、「もっとしてとか言っていない・無断動画撮影」という点も把握した上で「同意の誤信により無罪はほぼ100%に近い状態」と発言し、実際に不起訴となっている。すなわち、原告と被告の主張をすべて確認した上での京都地検の総意として、「同意の誤信により不起訴」と判断していたのである。このように京都地検でさえ判断する状況を、「同意の誤信など発生していない」と断言できるはずがないことは明らかである。

9. 「現場マンションで今後もマッサージを続けたら」との右京警察の女性刑事からの提案

これも最終陳述で説明した内容であるが、同意の誤信があるとして故意を欠き、無罪とされなければならないことを強く示す証拠である。

右京警察で取り調べを担当した女性刑事は、被告が処分保留で釈放される数日前、「今日は取り調べということではなく、話をするために来てもらった」と被告を呼び出している。その話とは、「あのマンションをどうしても出ないといけないの？そのまま住み続ける選択肢はないの？生きていくためには生活費を稼がないといけないからマッサージを続けた

ら？資格を取得しているし、通常のマッサージで終えていた人にもリピーターがいたんだから、しっかりとした技術を間違いなく身に付けているはずなので、それを活かして生活費を稼いでいったら？」との提案である。

すなわち、マッサージに関連して逮捕した人間に対し、その現場となった場所で今後もマッサージを続けるように勧めており、通常は絶対に考えられない内容である。

なぜこんな提案をしたかを考えると、「無罪はほぼ100%に近い」と表現した女性検察官と同意見であることに加え、「すべての動画を詳細に調べている」とも述べており、その他の動画も確認し、性欲にまかせて行っていた行為ではないと理解できたことが理由と考えられる。実際、取り調べでは、「お前またやるやろ。こういうやつは繰り返すんや。」と述べ、「同じ女性として絶対に許せへん」「絶対捕まえるから」と女性刑事が述べていたと朝日放送の番組で原告女性が説明していることから、同意、少なくとも同意の誤信が発生している状況だったと判断し、性欲にまかせた行為でもないことから、再犯といった概念さえ発生しないと理解できたからこそその提案としか考えられない。なお、絶対に嘘などついておらず、この女性刑事に確認すれば、虚偽の作り話ではないと簡単に証明されることである。

10. 検事・刑事という立場にある女性が女性の目で見ても「無罪」と判断していた事実

犯罪を取り締まる立場の女性検事・女性刑事が女性の目で見ても「無罪はほぼ100%に近い」「今後も現場マンションでマッサージを続けたら？」と発言している事実は、強い説得力を持つ証拠であり、「公平な目を持つ第三者の大多数が同様に理解する」と容易に想像できるはずである。そのような状況を「被告に同意の誤信などなかったことは明白」などと断言できるはずはなく、合理的な疑いを差し挟む余地がないところまで立証もせずに抗拒不能の状態と強引な主張を繰り返している形であり、明らかに不合理である。

11. 原告女性の代理人弁護士でさえ同意の誤信が発生する可能性を認めていた事実

同じく朝日放送の番組で報道されていた内容であるが、その当時の原告女性の代理人弁護士は、「動画だけを見たら同意のあるなしを判断するのはちょっと難しいかなという印象」と述べている。すなわち、原告女性の代理人弁護士でさえ、「同意はなかった」とは断言できず、「同意の誤信など発生しない」とも断言できない状況だったわけで、女性検事・女性

刑事に加え、原告女性の代理人弁護士でさえこのように発言している状況に対し、「被告に同意の誤信などなかった」と短絡的に主張するのは明らかに不合理である。

12. 虚偽告訴罪・偽証罪に該当するとしか考えられない原告女性の不自然な言動の数々

原告女性は、誰がどう考えてもおかしい言動をあらゆる場面で行っており、それらを時系列順に説明する。なお、論告要旨・判決文では、それらを無視して見ないようにしていたり、不合理な理論展開で擁護しており、それらについてもあわせて説明する。

12-1 施術開始前

原告女性が隠していた被告による施術開始前の声掛け内容

「自己の意思を明確に伝えたことはなかった・明示的に了承を得ていない」と論告要旨・判決文で繰り返し述べられているが、最終陳述でも説明したように、被告は施術開始前に声掛けを行っている。被害者尋問の記録を振り返ると、「施術に入る前に、トイレの説明とか、気分が悪くなったら言ってくださいねとか、そういう説明もなかったのですか？」との質問に、原告女性は「私からは一切しゃべりませんとおっしゃっていました」と回答しており、施術開始前の声掛けについて覚えている証拠である。なお、客に変な気を遣わせないため、「私からは特に話しかけませんので寝ていただいても構いません」と伝えていたものである。

*「そこは結構です」と告げても被告は逆上などしないと理解していた原告女性

そして、重要なのは、後難を回避するため、被告はすべての客に対し、明示的にもう1点伝えていたのである。それは、「力が強過ぎる・弱過ぎるとか、そこは結構です・そこをもつとしてほしいなど、何かあれば遠慮なく声をかけて下さい」という内容で、「そこは結構です」と告げても被告は逆上などしないと原告女性は理解していたのである。ある意味どうでもいい「話しかけない」という点を覚えていて、力の強弱や希望部位など、心地良い施術のための重要点を覚えていないはずはなく、これを話すのはマズいと感じて隠したと考えざるを得ない。そして、最終陳述で、この声掛け内容を隠した理由を原告女性に説明するように求めたが、判決文では一切触れず、原告女性の証言の信憑性は高いと述べている。

*この声掛け内容が嘘の作り話でないと確認するのは簡単なこと

なお、被告は絶対に嘘などについておらず、この部分の動画を確認すれば、虚偽の証言で

はないと簡単に証明されることである。しかしながら、検察官は、「証拠開示は第一審で行うべきであり、控訴審では行っていない」との理由で拒否している。したがって、「絶対に冤罪を作ってはならない」という意識が皆無で、「起訴した限りは絶対に有罪にしなければならぬ」という法の番人としてあるまじき姿勢で取り組んでいると言わざるを得ない。

また、右京警察は、すべての動画を詳細に確認していると述べており、被告がすべての客に対し、施術開始前に上述内容で説明していることを右京警察に確認できるはずである。そもそも、「本当にあったことを全てこの裁判で全部述べたい」と宣誓している原告女性に確認すれば、嘘ではないことが簡単に証明されるはずである。

12-2 施術開始から胸周辺に至るまでの施術

「覚えてないです」と何かごまかしたい時の定番のセリフで回答している原告女性

原告女性が同意していた証拠であるとともに、原告女性の供述に信憑性がないことを示す証拠であり、「施術中に性的なサービスの提供を受けることを期待していたことをうかがわせる事情は全く見当たらない」という判決文を否定する証拠でもある。

被告は、右京警察・京都地検での取り調べから法廷での最終陳述まで一貫して、「施術開始から胸周辺までの施術で、体をくねらす・吐息や喘ぎ声をもらす・もっと奥まで触ってほしいと足を大きく開くなど、前戯の愛撫のように感じている姿を隠すことなく見せつける。このような反応がなかった女性のブラに手を入れたことなど一度もなく、それがすべての客に対する施術姿勢だったと断言できる」と証言している。

一方、原告女性は被害者尋問で、「鼠径部をもまれるときとかに自然と声が出るようなことは特になかったですか？」との質問に、それまでは断言形で証言していたが、「ないと思います」と曖昧に回答し、「鼠径部以外の時でも声が出たりということはなかったですか？」には「覚えてないです」とごまかしている。

*覚えている・覚えていないといった話ではないことは明白

マッサージ中に吐息や喘ぎ声が漏れる状況は通常発生しない特殊なことで、性的に感じるなどなかったのであれば、「全くなかったです」と即答で完全否定できるはずで、覚えている・覚えていないといった話ではない。にもかかわらず、「覚えてないです」とごまかす

ということは、何か隠しているとしか考えられず、被告の説明の通り、前戯の愛撫のように感じている姿を隠すことなく見せつけていたという合理的推論が成り立つ形となる。この点を最終陳述でも指摘したが、論告要旨・判決文ではなぜか一切触れようとしていない。

補足:「感じている姿を見られるのはとても恥ずかしい」という女性の羞恥心

この種の羞恥心を否定する人は存在しないはずである。そして、「そこはくすぐったいので結構です」とごまかす女性も実際にいたと被告は説明しているが、その気もないのにマッサージ中に感じてしまうなら、「マッサージで感じてしまうなんて」と恥ずかしさはさらに増大し、感じてしまっていることを絶対に悟られないように隠そうとするのが女性心理である。

したがって、彼氏でもない初対面の男性に対し、恥ずかしさを全く感じることなく、その気もないのに性的に感じている姿を平気で見せ続ける女性など存在せず、これを否定する人も皆無のはずである。すなわち、もっとしてほしい気持ちがなければ絶対に発生せず、要望を示す明白な証拠である。さらには、「胸周辺まではすごくリラックスしていた」と原告女性は証言しており、抗拒不能といった状態ではなかったことも明らかである。

12-3 ブラの中に手を入れた後の状況

抗拒不能ではなかったと自ら証明している「キスを避けるために顔を背けた」という証言

「顔を背ける程度の抵抗をすることができたことについても、わいせつ行為そのものに対して抵抗し得なかったことと何ら矛盾するものではない」と判決文に述べられているが、全く理論的ではなく、なぜこのように断言できるのか理解不能である。なぜなら、普通に考えて、口へのキスに抵抗できるのであれば、ブラに手が入ってくる時や乳首にキスされる時などにも抵抗できないはずはなく、嫌だったら絶対に抵抗するはずである。

***命の危険など感じていないからこそできる行動**

原告女性は、変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ないかもしれないと怖くて抵抗できなかったと証言しているが、そのような恐怖を本当に感じていたのであれば、顔を背けての抵抗などできるはずはない。すなわち、抵抗できるということは、命の危険など感じていなかったことの証明であり、抗拒不能ではなかったことの明白な証拠である。

***口へのキスに抵抗しながら陰部へのキスに抵抗しないという矛盾**

さらには、陰部へのキスは足を閉じるだけでできなくなるが、顔を背けて口へのキスを避けることと同様にごく簡単な行動にもかかわらず、なぜか抵抗していない。このように誰がどう考えても矛盾を感じざるを得ない状況にもかかわらず、論告要旨でも判決文でもこれらの点に何ら触れることなく見ないようにしている形である。

補足：明らかに理論破綻している京都地検の主張

論告要旨で京都地検は、「キスをされるのではないかなどという嫌悪感から顔を背けた」という原告女性の証言に追随し、「被告人の顔から逃れるために顔を左側に背けて右肩を浮かせたり、顔を被告人の方に向かせられそうになって抵抗したりしたものを見ることができ」と説明している。すなわち、抗拒不能と繰り返し主張しながら、この行動を抵抗として認識し、抵抗できる状態にあったと認めており、明らかに矛盾している。したがって、何の合理的な説明もなしに抗拒不能の状態だったと強引に主張していると言わざるを得ない。

補足：口へのキスには抵抗し、乳首・陰部には抵抗しないという奇異な状況の発生理由

被告が「キス以外は何でもやっってくださいと依頼してきた女性もいた」と被告人質問で証言しているように、彼氏ではない男性との一夜限りの恋といった場合、あくまで性的な快感を求めているだけで、愛のない口へのキスは絶対に嫌という女性が多く、一般的にも知られる女性の典型的な割り切り方である。そして、法の番人という立場にある人であれば特に、このような女性心理が存在することを当然把握しているはずである。

そして、口へのキスには抵抗し、乳首・陰部へのキスは抵抗せずに受け入れるといった奇異な行動は、このような一夜限りの恋を楽しんでいたと考える以外に説明が付かず、同意というより要望していないと発生しない行動である。

言うまでもなく、変に抵抗したら命が危ないと恐怖を感じて抗拒不能だったのであれば、口へのキスに命をかけて抵抗するなどできるはずはない。換言すれば、口へのキスは単純に嫌だから抵抗した形で、乳首や陰部は、望んでいなければ絶対に触らせる場所ではなく、もっとしてほしいから抵抗しなかった形であり、正に性的な快感を求めて一夜限りの恋を楽しんでいたという明らかな証拠である。

紙ショーツを脱がせることに協力して明らかに要望を示している原告女性

「原告女性は紙ショーツを脱がせることに協力していた」との証言に対し、京都地検は「ことさらに被害者が自分から腰を上げて協力する状況は認められないため、被害者が紙ショーツを脱がされるのを協力した旨の被告人供述は、その事実とあわない」と述べている。

*紙ショーツは協力がなければスムーズに脱がせることは不可能

しかしながら、尻から体重がかかっている状態では、無理矢理引っ張るようにしなければ脱がすことはできず、脱がせる動きに合わせて足を動かさなければ紙ショーツを足から抜くことは不可能と誰にでも簡単に理解できることである。そして、動画には、ほんの数秒で脱がす状況が記録されており、じっとしているだけでもあのようにスムーズに脱がすことなどできず、協力していなければ実現できないことは明白である。

すなわち、顔を背けて抵抗できるのに、足を閉じて抵抗しないばかりか、パンツを脱がせることに協力までしており、もっとしてほしいと要望していなければ絶対に発生しない行動である。そして、「無罪はほぼ100%に近い状態」と京都地検が元々発言していたように、少なくとも同意の誤信が発生する状況と誰にでも簡単に理解できることである。

「いく」との言葉は早くわいせつ被害が終わることを期待したものとする常軌を逸した発言

「いく」との言葉は早くわいせつ被害が終わることを期待する被害者心理から発せられることとしてあり得ることであると京都地検は論告要旨で繰り返し述べ、判決文でも、「被告人を満足させて早く終わらせるためにも性的快感を覚えているかのような態度をとった」との原告女性の供述に対し、「その供述内容自体に殊更な虚偽や誇張を疑わせるような不自然な点はない」と述べているが、常軌を逸した発言と言わざるを得ない。

*検察官および裁判官への質問

「強姦に遭遇した際のアドバイスセミナー」といった講習会に講師として参加したとすれば、『挿入される前の段階で「いく・いっちゃう」と激しく感じている姿を見せれば、男は挿入することなく行為を止めて立ち去る可能性が高く、わいせつ行為を早く終わらせる行動としてぜひ実行しなさい』とアドバイスしますか？ 検察官・裁判官の説明であれば、このアドバイスに何の問題もないと理解できるが、参加しているすべての女性が、「この人バカじゃない

の？そんなことしたら、もっとしてほしいと求めているように理解されて間違いなく挿入されちゃうじゃん」と強く批判するはずである。すなわち、最終陳述でも説明した通り、早くわいせつ被害が終わることを期待して、挿入前に「いく・いっちゃん」と激しく感じている姿を見せるなんて絶対に発生しない行動で、「本件わいせつ行為に同意していない可能性について思い至らなかったなどとは到底考え難い」という判決文も明らかに不合理である。

補足：早くわいせつ被害が終わることを期待したものとする被害者尋問での証言詳細

なぜか論告要旨でも判決文でも触れられていないが、

「そういう態度をとって、もっとエスカレートしないかとか、最後までされてしまうんじゃないかとか、そういう不安はなかったのですか？」との質問に「わかりません」と原告女性はここでもごまかしている。そして、「どうして感じている態度をとれば、早く終わってもらえることになるんですか？」には「今まで私が経験した男性はそうでした」と答え、「男性が射精する、しないにかかわらずということですか？」には「はい」と回答している。

すなわち、原告女性が「いく」状態になれば、複数の男性が射精していなくてもいつもすぐに行為をやめていたということになるが、女性に対して性欲を持ち合わせている男性であれば、女性が「いった」から行為をやめるなどあり得ず、「いく・いっちゃん」と激しく感じている女性を目にすれば、男性の射精・挿入欲求がさらに高まるのは誰もが知っている周知の事実で、原告女性の証言は明らかに偽証である。

補足：男の性的興奮度を高めて自分から挿入を導こうとしている原告女性の行動

挿入されてしまった場合、「いった」フリをして男性の興奮度を高め、早く射精させて終わらせようとする女性が稀にいるという話を聞いたことがあるが、挿入される前に「感じているフリ・いったフリ」をする女性が存在するとは当然考えられない。なぜなら、被害者尋問での「そのまま性行為をされてしまったりということは思わなかったのですか？」との質問に「いや、思いました」と原告女性も恐怖を表現しているように、強姦されそうな場面に遭遇した場合、挿入だけは何としても避けたいとすべての女性が考えるはずである。

***「わかりません」とごまかすしかできなかった理由**

原告女性が行っているのは、挿入される前に「いく・いっちゃん」と激しく感じている姿を自分

から積極的に見せるという男をさらに興奮させる行動で、早く終わるところか、自分から挿入を導こうとする行動である。そんな女性が存在するはずはないが、原告女性は、実際に自分がそのように行動してしまっており、一夜限りの恋を楽しんでいた事実を認めるわけにもいかず、「わからないです」とごまかすしかできなかつた形である。

そして、自分から挿入を導くなんて、もっとしてほしい気持ちがなければ絶対に発生せず、抗拒不能といった状態ではなく、誰がどう考えても、少なくとも同意の誤信が発生する状況であり、「本件わいせつ行為に同意していない可能性について思い至らなかったなどとは到底考え難い」という判決文は明らかに不合理である。

12-4 施術終了後

ショックを受けている様子など全くなく、ごく普通に着替えを行っている原告女性の姿

論告要旨でも判決文でもなぜか一切触れられていないが、施術後の様子も、原告女性がもっとしてほしいと一夜限りの恋を楽しんでいたことを強く示す証拠である。

なぜなら、最終陳述でも説明したが、他に誰もいない密室で、変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ないという恐怖の中、わいせつ行為を40分も耐え続けたという話が事実であれば、精神的な疲労は極限状態で、茫然自失といった状態になるはずである。

ましてや、被害者尋問であれだけ涙を流していたことから考えて、感情を抑えきれずに極めて表に出やすい女性のはずである。

ところが、法廷で動画を確認したところ、何事もなかったようにごく普通に着替え、ネックレスなどを非常に長い時間をかけて身に着けようとしており、むしろ、6回も「いく」ことができ満足し、おしゃれを楽しむ余裕まで伺える。すなわち、命の危険を感じながらわいせつ行為を40分も耐え続けた女性とは到底思えないと誰もが感じるはずで、口へのキスは絶対に嫌という形で一夜限りの恋を楽しんでいたからこそ発生する状況である。

補足: 施術後に「私はそんなはしたない女じゃない」といった女心が発生した可能性

被告は、京都地検での取り調べの際、『施術中は、気持ち良くてもっとしてほしいと思ったけど、施術後に「私はそんなはしたない女じゃない」といった女心が発生し、そんな自分を肯定するために支払い拒否という行動に出た』との仮説を説明している。そして、「施術後

であってもそんな不快感を与えたのであれば申し訳なかったと思います」と述べ、それに対して検察官は、「そういった気持ちはいつまでも持ち続けて下さい」と答えていた。

しかしながら、この種の女心が発生したのであれば、後悔の念といったものが必ず現れるはずだが、ごく普通に着替え、おしゃれを楽しむ余裕まで伺え、後悔を感じている様子など全く伺えない。また、命が危ないという恐怖の中、わいせつ行為を40分も耐え続けて茫然自失状態といった様子も全く伺えず、一夜限りの恋を楽しんでいたとしか考えられない。

12-5 支払いの拒否

支払い拒否という行動に対しても見るべきポイントがずれている判決文

「わいせつ行為が終わって着替えるなどした後の状況は、わいせつ行為を受けていた前記状況と全く異なっているのであるから、被告人に対して代金支払を拒絶するなどの対応をとったとしても、わいせつ行為を受けた後の被害者の心理状態に照らして不自然などということとはできない」と判決文に述べられているが、ここでも見るべきポイントがずれており、状況を正確に分析できていない。

*施術後も「他に誰もいない密室・変に抵抗したら命が危ない」という状況は変化なし

なぜなら、論告要旨で「個室に2人きりだったので、もし抵抗とかして逆上されたり、最悪殺されたりすることを想像して、怖くて抵抗できなかった」と説明されているほか、第1回公判が行われた2021年9月16日付の朝日新聞デジタルでは「やめてくださいと言いたかったが、室内には被告と自分しかいない。抵抗したら命が危ないかもしれない。台所には包丁もあるはずと、恐怖で声を出せなかった。40分ほど耐え続けた」と原告女性は証言している。

すなわち、ポイントは、「他に誰もいない密室」「変に抵抗したら命が危ないという恐怖」の2点であるが、施術後もこの状況は何も変わっていない。

これに対して判決文は、着替えるなどした後の状況を全く異なると表現していることから、「服を着ている・着ていない」をポイントとして捉えていることになるが、殴られたり刺されたりせずに逃げ切れるかどうかは、服を着用しているかどうかは全く関係ない。

*検察官および裁判官への質問

コンビニ店員として働いていた際にコンビニ強盗に襲われた場合を想定して、

「お前いつもこんなことやっているのか？お前に渡す金などない！」といったように強盗を刺激するような言葉を投げかけますか？変に抵抗したら命が危ないかもしれないといった恐怖を感じているのであれば、服を着ているからといってそんな行動は絶対にとらず、この場からなんとか逃げ出せないかという点だけを誰もが考えるはずである。

そして、さらなる質問として、

「このバンジージャンプを飛ばせば5000円差上げます。ただし、5%の確率でロープが切れま

す。」 こんなバンジージャンプにチャレンジしますか？言うまでもなく、5000円程度のお金のために、命の危険を感じる世界に自分から飛び込む人など存在するはずがない。

***これら2つの質問からわかること**

「変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ないかもしれない」といった恐怖を本当に感じているのであれば、他に誰もいない密室からとにかく抜け出すため、刺されることなどないように相手を刺激せず、5000円程度の施術料金を支払っていち早く立ち去ろうとするのが人間心理である。すなわち、5000円程度のお金のために、刺されるかもという恐怖の中へ自分から命をかけて飛び込み、相手を刺激する言葉まで投げかける人間など存在しない。

***命の危険など感じておらず、抗拒不能ではなかったことの証拠**

すなわち、このような支払い拒否は、包丁で刺されて命が危ないといった恐怖を感じていないからこそできる行動である。そして、そんな恐怖を感じていなかったということは、「変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ないと声を出せなかった」という証言も取って付けた嘘という証明である。さらには、そんな恐怖を感じていなかったということは、抗拒不能などといった状態にはなかったことを証明する明らかな証拠である。

補足：被告の支払い拒否受け入れに対しても短絡的に判断している判決文と論告要旨

「今日はお代はいいですなどと返答してそれ以上支払を求めることがなかったことから裏付けられている」と判決文に述べられているが、こんな短絡的思考回路で故意を推認させる裏付けとするのは理解不能である。

論告要旨でも、被告が行った名古屋方面からの女性の話について何の根拠もなく否定し、「後知恵による作り話と見るのが自然」と述べているが、被告は本当に真実を正直に話し

ているのであって、何の根拠もない暴論であり、真実を見極めようという姿勢が全くないことの証明である。京都地検は、被告作成のリストの中にある「平安神宮近くのホテル」に宿泊していた2017年8月2日の客を調べるべきである。また、過去の支払い拒否に関する右京警察での取り調べの際、「間違いなく悪意があった」と名古屋からの客について話した記憶があり、右京警察にも確認すべきである。

***悪意のある人間と話をしても時間の無駄**

本質部分としてさらに補足すれば、被告は被告人質問で、「パンツを脱がせることに協力して、あれだけ感じていたのに、どうしてクレームされるんだろうと思いました」と述べている。すなわち、被告は原告女性に対して「悪意のある人間」と感じたわけで、名古屋方面からの客と同じく、そんな人間と話をしても時間の無駄と感じて無料にしたのである。

そもそも、支払いを拒否する理由など何もない原告女性

胸周辺に至るまでの施術を前戯の愛撫のように感じていたという被告の証言に対し、原告女性は「覚えていません」とごまかし、口へのキスに抵抗できていることから抗拒不能ではなく、乳首・陰部へのキスは受け入れ、紙ショーツを脱がすことに協力までしていることから、愛のない口へのキスは絶対に嫌という一夜限りの恋を楽しむ際の典型的な女性の割り切り方である。そして、挿入される前に「いく・いっちゃう」と性的に激しく感じている姿を見せれば、早く終わるところか、男の射精・挿入欲求が高まるのは誰もが知る周知の事実で、もっとしてほしいと自分から積極的に要望していた明らかな証拠であり、この状況を抗拒不能とか、同意の誤信など発生しないとどうして主張できるのか理解不能である。

実際、京都地検の女性検察官は「無罪はほぼ100%に近い」・右京警察の女性刑事は「現場マンションで今後もマッサージを続けたら？」と発言している。そして、一夜限りの恋を楽しんでいたことから、施術後にショックを受けているはずもなく、ごく普通に着替え、6回も「いく」ことができた満足からおしゃれまで楽しんでいる様子が確認できる。

すなわち、5000円程度のお金のために、刺されるかもという恐怖の中へ自分から飛び込み、相手を刺激する言葉まで投げかける人間など存在しないと既に説明したが、そもそも支払いを拒否する理由など何もなく、胸などを触られたことを理由として施術料金を踏み

倒そうとする悪意の行動としか考えられない。

12-6 虚偽の被害届提出

痴漢を装って和解金をだまし取ろうとした男女が逮捕されたという事件と同類の犯罪

支払いを拒否する理由など何もないのに被害届を提出した状況を分析すると、少なくとも6回も「いく」ほど激しく感じていたことがバレるはずはない。こういった案件は女性よりの立場で審議されることが多いとも考え、「いく・いっちゃん」と一夜限りの恋を楽しんでいた事実を隠し、被害届を受理させるために虚偽の被害届を提出した形である。

そして、被告が無料にしたことを受けて「非を認めていると思った」と証言しているが、施術料金の踏み倒しが成功し、非を認めているから和解金も取ってやろうと企てた形である。

すなわち、「本件わいせつ行為を受けることに同意していながら、その後、突如として虚偽の被害申告を決意するに至ったことをうかがわせる事情は何ら見い出せない」と判決文に述べられているが、この案件の本質は、準強制わいせつ罪ではなく、痴漢を装って和解金をだまし取ろうとした男女が逮捕された事件と同類の犯罪で、施術前・施術中・施術後の不自然で矛盾だらけの状況に加え、500万円もの大金の申し立てからも、この種の悪意を動機とした犯罪としか考えられない。

換言すれば、嘘の被害届を提出し、「もっとしてとか言ってない」と主張し、重要ポイントで「覚えていません・わかりません」とごまかせば、詳細を吟味されることなく大金を得られるという判決が下されており、社会の秩序を守るためにもあってはならない判決である。

補足：論告要旨で「金銭の要求に及んだこともない」と誤った主張をしている京都地検

被害者証言が信用できる理由として、京都地検は、「金銭の要求に及んでいない」と主張しているが、原告女性は500万円もの大金を2022年3月に申し立てており、慎重に事実確認せずに短絡的な思考回路で主張している証拠である。

そして、逆から表現すれば、「金銭の要求に及んでいることから原告女性の証言は信用できない」という理論が成り立つ形となる。そもそも、金銭要求の観点で言えば、施術後にショックを受けている様子が全くないのに支払いを拒否して踏み倒している点について、法の番人という立場にある人間であれば疑問を感じるべきである。

13. 論告要旨および判決文で行われている不合理な主張の数々

12で説明したように、原告女性の言動にはあらゆる場面で不自然な点が数々あるにもかかわらず、論告要旨は、一般常識・周知の事実さえ無視して原告女性を擁護する形で作成されており、全く説得力のないものである。判決文も、その論告要旨を単純に踏襲しているだけで、絶対に冤罪を作ってはならないという姿勢が皆無と言わざるを得ない。

13-1. 余罪捜査の調書を「直接の関連性がない」などとして提出を拒否する京都地検

「これまで客からわいせつ行為の明示的承諾を得たことがなかったというのであるから、承諾していたのか泣き寝入りしていたのかが分からない」と論告要旨で他の客と関連付けて主張しているが、そうであれば、余罪捜査の調書を「直接の関連性がない」として提出を拒否するのは明らかに不合理である。そして、余罪捜査を行ったにもかかわらず、今なお「承諾していたのか泣き寝入りしていたのかが分からない」と説明するのは愚の骨頂である。また、最終陳述でも述べたように、「嫌な思いをしている女性がかかりの人数いることは確か」と何十人も女性が泣き寝入りしているかのように検察審査会が断言しているが、余罪捜査の結果、何の根拠もない間違いだったと証明され、原告女性が話していた好意的な口コミも正しいことが証明されたはずである。

これと逆の形で証明されたのであれば、「承諾していたのか泣き寝入りしていたのかが分からない」などと述べるのではなく、具体的な関連証拠として必ず提出するはずで、提出を拒否するということは、有罪に不利な証拠として隠蔽しているとしか考えられない。

13-2. 「性的サービスを提供しようとして拒絶された経験がある」との事実を曲げた解釈

これも「直接の関連性がない」と余罪捜査の調書の提出を拒否しているにもかかわらず、他の施術と関連させて判決理由を述べているが、事実を正確に説明していない論告要旨をそのまま踏襲したものである。なぜなら、「そこまでは結構です」などと言われて拒まれた経験があるため、わいせつ行為を許容しない客が存在することを被告は認識していたと論告要旨で述べられているが、これは都合が良いように証言を切り取ったものである。

具体的に説明すると、「やめてほしいとかいう形はなかった」「明確に嫌がられたことはなかった」と被告人質問で述べているように、もっとしてほしい気持ちに羞恥心も併存するのが

女心で、その恥ずかしさが出て「そこまでは結構です」と女性が申し出たものである。

すなわち、「どこ触ってんのよ！」と怒って嫌がった拒絶など一度もなく、「もっとしてほしいけど、感じている姿を見られるのはやっぱり恥ずかしい」との羞恥心から、吐息を漏らしながら「そこまでは結構です」と恥ずかしそうに告げてきた形である。

換言すると、「もっとしてほしいけど恥ずかしいからやっぱりやめておこう」という行動で、同意の誤信の一種とも言えるものである。このように、被告は過去に発生したことを隠さず正直に説明しており、にもかかわらず、事実を曲げての主張など許されない不当行為である。

補足:行っていたのは、性的に感じて要望していると誰もが理解できる女性に対してのみ

そもそも、体をくねらせたり、吐息・あえぎ声を漏らしたり、女性が性的に感じているかどうかを把握できないはずはなく、仮に10人に対して施術の様子を見せるといったテストを行った場合、「この女性は明らかに性的に感じていて要望している」と10人全員が回答する女性に対してのみに行っていた形である。すなわち、「性的なマッサージもしてほしいけど、感じている姿を見られるのはやっぱり恥ずかしい」という女性も数多くいたと私は感じていますが、そういった女性も通常マッサージで終わっていました」と最終陳述で述べているように、性的に感じている反応が全くなかった女性だけでなく、はっきりとは断言できずに意見が分かれる女性にも行っていなかった形である。

***その他の動画すべてを確認すれば簡単に理解可能**

この被告の証言が嘘ではないことは、その他の動画すべてを確認すれば理解できることで、「現場となったマンションで今後もマッサージを続けたら？」と被告に勧めていた右京警察の女性刑事の発言が証明していると言える。

一方、京都地検は、その動画の分析結果について一切触れず、余罪捜査の調書の提出も拒否し、余罪捜査を行ったにもかかわらず、「承諾していたのか泣き寝入りしていたのかが分からない」とごまかしている形で、法の番人として明らかに不当な姿勢である。

補足:通常と性的なマッサージの割合が半々くらいに分かれている状況から見えること

半々くらいに分かれているということは、何らかの選択基準が存在していると誰もが気付くはずで、もし性欲にまかせた行為であれば、性欲を刺激する若くてかわいい女の子や、肌

がピチピチでスタイル抜群の女性などを選んでいたと想像されるはずである。

しかしながら、右京警察のようにすべての動画を確認すれば、若くてかわいいスタイル抜群の20代女性に対し、性的に感じている様子がなければ行っておらず、おなか周りが大きい中年のおばさんに対し、性的に感じている様子があれば行っている状況のほか、紙ショーツを無理矢理引っ張るように脱がす行為など1度もないことも把握できるはずである。

すなわち、性欲にまかせて好みの女性を選んでいたことなど一切なく、性的に感じているかどうかポイントであり、一貫して説明しているように、施術開始から胸周辺までの施術において、前戯の愛撫のように感じている姿から判断していたという証明である。

***原告女性は特にスタイルが良いとは言えないアラフォー女性**

そして、原告女性は、率直に申し上げて、特にスタイルが良いとは言えないアラフォー女性であり、「前戯の愛撫のように感じている姿から判断していた」という100人以上の女性に対する一貫した姿勢を覆し、性欲を抑え切れずに行ったとは到底考えられない。

実際、既に説明したように、声が出たりとかなかったかという質問に対し、原告女性は「覚えていません」とごまかしており、少なくとも同意の誤信が発生する状況だったと原告女性自身が理解しているからこそその偽証と言わざるを得ない。

補足：男性セラピストのアロママッサージサロンを訪れる女性に関して

そもそも、論告要旨も判決文も、「性的なサービスを期待して訪れる女性などいない」といった偏見をベースに作成されていると考えられるが、それは大きな間違いで、性的なマッサージを期待して訪れている女性が大半を占めると考えるのが妥当である。

なぜなら、既に説明したように、

性的なマッサージをリピートしている女性が数多くいたという事実が存在するほか、

「太ももや鼠径部含め肌に直接触れるアロママッサージを男性の手でやってもらうなんて」

「全く知らない初対面の男性だし、変に興奮して触ってほしくないところまで触られたら困る」といった女性心理から男性セラピストの利用を避けるわけで、女性セラピストのサロンと男性セラピストのサロンを全く同じ感覚で訪れる女性など基本的に存在しないと言える。

なお、セラピストは男性でも女性でも全く気にしないという女性もほんのわずかにいたかも

しれないが、そういった女性には通常のマッサージで終え、性的なマッサージもしてほしいけど、感じている姿を見られるのはやっぱり恥ずかしいという女性にも通常のマッサージで終えていたのである。このように、通常・性的を問わず、被告はお客さんの要望に沿って施術しており、こういった状況から通常・性的が半々くらいの人数に分かれている形で、すべての動画を確認して余罪捜査も行っていけば、この事実が当然見えているはずである。

13-3. 「性的サービスを求めるか否かについて確認し得なかった事情もない」という主張

これも判決文に述べられている点であるが、全体像を正確に把握できておらず、明らかに事実誤認である。なぜなら、京都地検は論告要旨で、「被害者が口に出して言うのが恥ずかしいことだと思っていたので、聞かない方が良かったなど」と弁解しているが、かかる弁解は、被告人供述を前提にすると、被害者の同意があると認識した上で、もっぱら被害者のためわいせつ行為を行うというのであるから、むしろ後難を回避するため明示的に被害者の意思を確認するのが自然であって、被告人にとってその確認をすることに支障もないのに、あえて明示的に確認せずにわいせつ行為に及んだことを合理的に説明できておらず、不自然である」と述べている。

しかしながら、「もつとして」と女性が口に出して言うのは恥ずかしいことから、最終陳述でも述べたように、後難を回避するために施術開始前の声掛けで、「そこは結構ですなどお気軽に声をかけて下さい」と明示的に伝えていたのである。

*不自然な行動を行っているのは被告ではなく原告女性

したがって、「変に抵抗したら包丁で刺されて命が危ない」と恐怖を感じている中で口へのキスに抵抗できているのに、「そこは結構ですなどお気軽に声をかけて下さい」と伝えられていたにもかかわらず、ブラに手が入ってくる時、命の危険など感じることなく「そこは結構です」と言えるのになぜ言わなかったのかについて、論告要旨でも判決文でも合理的に説明できていない。このように、被告は全体を合理的に説明できているわけで、不自然な行動を行っているのは、被告ではなく原告女性である。

なお、施術開始前の声掛けについて、絶対に嘘などついておらず、検察官が動画開示に同意すれば簡単に証明され、そもそも、「本当にあったことを全てこの裁判で全部述べた

い」と宣誓している原告女性に確認すれば済むことである。

13-4. 過度に一般化された原告と全く話をしていない加藤治子氏の証言

「いく」と発したのは同意ではないと主張するため、「陰部などを触られ続けたら性的に感じるのは当然」という加藤治子氏の説明を繰り返し活用しているが、実際の状況とは異なる全く別の話を作っての事実に基づかない主張である。

すなわち、口へのキスを避けるために抵抗したものと認識していながら、抗拒不能の状態だったと強引に主張した上でこのように証言させている形である。

そもそも、原告と全く話をしておらず、目撃証言でもない単なる一般論であるし、すべての男性が暴力を振るうわけでないから、マッサージを受ける女性が、わいせつ行為を拒絶することで「暴力を振るわれるかもしれない」といった不安感や恐怖心を抱くと言い切るのは無理がある。さらには、「そこは結構です」など軽微な拒絶行動すらできないほど畏怖するには相応の事情が存在するはずであるが、加藤氏はこの点を一切説明できていない。すなわち、過度に一般化し、誤った経験則を前提にしていると言わざるを得ない。

補足: 疑問を感じるべきは、触らせていること自体が不自然という点

「身体が性的に反応したとしても、生理的な反応として十分理解できる」と判決文でも述べられているが、そもそも、疑問を感じるべきは「触らせている」という点である。

繰り返しになるが、口へのキスに抵抗できるのであれば、ブラに手が入ってくる時や乳首にキスされる時にも抵抗できないはずはない。陰部へのキスは、足を閉じるだけでできなくなるわけで、顔を背けて口へのキスを避けるのと同じくごく簡単な行動なのに抵抗していない。さらには、紙ショーツをほんの数秒でスムーズに脱がすことができおり、原告女性が脱がすことに協力していたことは明白である。

すなわち、顔を背けて抵抗できるのに、足を閉じて抵抗しないばかりかパンツを脱がせることに協力までするなど、望んでいなければ絶対に発生しない行動で、愛のない口へのキスは嫌という形で一夜限りの恋を楽しんでいたことを示す明白な証拠である。

14. 検察審査会が議決書の中で挙げている2つのポイント

論告要旨も判決文も基本姿勢は同一と考えられるが、1つは、「ブラの中に手を入れる時

点では同意のないことは明白」という点。もう1つが、「被害届は提出されていないものの、同様の行為をされて嫌な思いをしている女性がかかなりの人数いることは確か」という点で、「市民感覚としては理解できない」とも述べ、不起訴を批判して再捜査を強く求めている。しかしながら、原告女性が同意していると被告が認識したのは、施術開始から胸周辺までの施術において前戯の愛撫のように感じていた姿であり、ブラに手を入れる前である。同様の行為をされて嫌な思いをしている女性がかかなりの人数いることは確かという点も、「性的なサービスを期待して訪れる女性など存在しない」といった偏見をベースにした短絡的発言と思われるが、余罪捜査の結果、明らかな間違いと証明されているはずである。すなわち、不起訴不当を決定した2つの根拠の両方ともが間違いということである。にもかかわらず、合理的な疑いを差し挟む余地がないところまで立証できていないのに、抗拒不能の状態と強引な主張を繰り返しており、明らかに不合理で不当な姿勢である。

15. 「本当にあったことを全てこの裁判で全部述べたい」との宣誓後も嘘を続ける原告女性

原告女性は、被害者尋問で自分からこのように宣言しているにもかかわらず、虚偽の被害届に加え、この宣言を行った直後も、「前戯の愛撫のように感じていた」という被告の主張に対して「覚えていません」と答え、いく・いっちゃんとうと激しく感じている姿を見せればどうして早く行為が終わるのかという質問に「わかりません」と答えるなど、ごまかしの証言を行い続けており、こんな人間は全く信用できないと誰もが感じるはずである。

そして、被害者が法廷の場で嘘を付くなど基本的に考えられず、嘘を付くとすれば、それは犯人が何か隠したい時に行う行動であり、原告女性に悪意があることの証明である。

16. 嘘に嘘を重ねていなければ絶対に発生しない状況

これだけ数多くの不自然な点が発生する状況は、事実に基づかない嘘の話を作っていないければ絶対に発生せず、場面・場面でもっともらしい話を作って嘘を付いていることから、全体的に見れば話がつながらないという状況が必然的に生まれている形である。

このように、原告女性は、真実を語らずに嘘に嘘を重ねてすべてを押し通そうとしており、女の武器も活用し、警察・検察・裁判所の良心を悪用していると言わざるを得ない。

以上